

# 平成30年度 今年が最終年です！

# 農地中間管理事業のメリット措置

農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けた場合、次のような支援を受けられる場合があります。

※平成29年度までの単価と異なりますので、ご注意ください。

## 地域の取り組みへの支援

### ◎地域集積協力金

地域における話し合いにより、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域の取り組みを支援します。

### 【交付対象】

市内の地域 ※「地域」とは、集落・学区区など、実際の話し合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。

### 【交付単価】

10,000円/10a(標準額)

### 【交付要件】

①機構への貸付割合  
地域内の農地の20%超が機構に貸し付けられていること

### ②新規面積の割合

機構に貸し付ける農地のうち新たに「担い手」<sup>⑤</sup>へ集積される農地の割合が25%以上であること

※新規面積の割合が25%に満たない場合は、交付単価が変わります。

## 【協力金の使途】

地域が市と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。

## 個々の農地の出し手への支援

### ◎経営転換協力金

### 【交付対象】

機構へ自作地を貸し付けた農業者等

①農業部門の減少により経営転換する農業者

②リタイアする農業者

③農地の相続人

### 【交付要件】

すべての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から「担い手」<sup>⑤</sup>に貸し付けられること

### 【交付単価】

10,000円/10a(標準額)

※交付対象は、新規集積面積のみです。

※遊休農地の所有者は、解消していただく必要があります。

※「担い手」<sup>⑤</sup>に特定農作業委託中の農地は対象となりません。

### ◎耕作者集積協力金

### 【交付対象】

機構の借受農地に隣接する農地または面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地(交付対象農地)の機構への貸付けに協力した農業者

### 【交付要件】

農地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から「担い手」<sup>⑤</sup>に貸し付けられること

### 【交付単価】

5,000円/10a

※遊休農地は対象となりません。

※「担い手」<sup>⑤</sup>に特定農作業委託中の農地は対象となりません。

(注)「担い手」とは、認定農業者、認定新規就農者です。

## ◎メリット措置を受けられるための申し込み期限

8月31日(金)まで

※期限内に申し込んだ場合でも、要件に満たないとメリット措置が受けられないことがあります。

【問い合わせ】農政課(内線541)・笠間市農業公社 TEL 0296-73-6439・農地中間管理機構 TEL 029-239-7131